

拜田・牛谷の民―近世宇治・山田の非人集団―

塚本 明

【要約】

近世の伊勢神宮門前町、宇治・山田に居住する非人集団である拜田・牛谷について、参宮客、住民組織の三方会合・宇治会合、山田奉行などとの組織的な関係や経済的基盤、果たした役割、そして彼らが受けた社会的差別の内容と時期的な変化を考察した。拜田・牛谷の民は、清浄さを重んじ、また参宮客によって経済的に成り立っている宇治・山田にとって、その社会構造を維持するために不可欠な存在であった。彼らは伊勢国南部に広く分布する「ささら」と由緒の上で深い関係を持ち、芸能民・宗教者としての側面も持つ。重要な経済基盤として、諸国から訪れる参宮客から施される「蒔銭」がある。それは原初的には「祓い」としての意味を持ったが、非日常的な空間の賑わいを象徴するものであり、そして御師集団と拜田・牛谷の間で制度的に仕組みられたものでもあった。拜田・牛谷の民は、山田奉行の下では他地域の非人組織と同様に下級警察役を担い、また宇治・山田においては、住民が死穢を忌避するための社会的役割を負わされていた。それゆえに彼らは社会的差別を受けるが、特に一八世紀半ば以降に、経済的豊かさを背景に地位を上昇させる拜田・牛谷の民を、差別を制度化して統制しようとする動きが、三方会合・宇治会合によって進められる。その延長上に、山田奉行所による「同火」の禁止を厳密化させる政策があった。

はじめに

伊勢神宮領の特質は、何より清浄さを重んじることにある。だが、清浄さを保つには、清浄ではないものを引き受ける存在を必要とした。伊

勢神宮門前町の宇治・山田の人々が、この地に特有の葬儀―速懸―を執り行う時、また予期しない死に際し、それを押し隠して穢れを避けようとする時、犯罪や刑罰（穢れを発生させる）に関わる時、しばしば「拜田」「牛谷」と称される集団が登場する。彼らは、参宮客を迎える習俗や芸能にも関わり、総じて宇治・山田の社会構造を底辺から大きく規定している存在である。

拜田と牛谷は、組織・集団の名称であると同時に地名（集落名）でもあり、外宮門前町の山田の一角に拜田、内宮門前町の宇治には牛谷があった。彼らは制度上、また日常生活において、一定の差別を受けた被差別民である。

拜田・牛谷についてはこれまで、近江国大津の三井寺別当院近松寺配下の説教師「ささら」としての側面から、芸能史、部落史研究のなかで言及され、関連する史料も紹介されてきている¹⁾。「ささら」とは、竹で作られた簡素な楽器（ささら）を用いて説教節を唱う人びとであり、伊勢国には南部を中心に広く分布していた。

三重県下の部落史を整理した「三重」(『部落の歴史―近畿編』)では、伊勢国の領地別の「ささら」が紹介される²⁾。それによると、拜田の「ささら」は「不浄けがらわしい」山田奉行所の役務、三方会合所・山田惣中の諸用を務めていた。正徳三(一七一三)年に近松寺から、伊勢国の「ささら」に対して、不浄な役務は務めず説教者に専念すべしとの

廻状が出されたが、拜田の「ささら」たちはこれを受けず説教師の方を止め、ゆえに以後は「穢人」として取り扱われるようになった、としている。

この記述の限りでも、拜田（牛谷も同様）の人びとを「ささら」として規定するのは不十分である。また拜田・牛谷の民は近松寺の支配から離れたとはいえず、「ささら」を用いて説教師を唱える業を止めた訳ではない。拜田・牛谷は、確かにその一部は「ささら」としての属性を持ち、また「ささら」と由緒の面で関連性はあるが、基本的な属性は非人集団であり、殊更にこれと区別して「ささら」や「茶筥」などとして規定する理由はない。伊勢国南部に広く分布する「ささら」との近似性のみから拜田・牛谷の民を論じるのでは、神宮門前町たる宇治・山田に特有の存在形態を見失うこととなる。

宇治・山田の優れた通史である『宇治山田市史』では、触穢禁忌、歌舞謡や牢舎に触れるなかで拜田・牛谷について部分的に閑説している。だがそれらの大半は『五十鈴の落葉』などの随筆史料に語らせるのみで、この集団がいかなる性格を持つものか、十分な理解ができない³⁾。伊勢神宮の門前町、宇治・山田は、第一に清浄さを重んじる神社領として、第二に全国から訪れる参宮客により経済的・社会的に成り立っている都市として、第三に山田奉行と伊勢神宮、そして一定の格式を持つ神官らの住民組織である三方会合・宇治会合の、それぞれが権限を分掌しているという支配の複雑さという点において、特色を持っている。そのような特色が、この地に住む被差別民の存在形態をどのように規定しているのか。

本稿は、拜田・牛谷の集団を、その組織や支配系統の実態と、山田奉行所や三方会合・宇治会合、宇治・山田の住民、訪れる参宮客、それぞ

れとの関係のなかで果たす役割と経済的基盤、そして差別の諸相と時期変化等について、由緒記録や随筆等からではなく、実際に彼らが活動する個々の事例を中心に、整理・検討するものである。

一、拜田・牛谷の経済基盤と組織統制

(1) 参宮客の「蒔銭」と拜田・牛谷

『伊勢参宮名所図会』³⁾で有名な場面を二つ取り上げよう。一つは「間の山」(図1)。外宮から内宮へ向かう途中、歓楽街の古市の手前に位置するこの地(尾部坂とも言う)には、「お杉・お玉」と呼ばれる女性が道沿いに小屋掛けをして三味線を弾き、参宮客らが二人を目かけて投げる銭を巧みに避ける(あるいは撥で受けるとも)、という芸を見せている。「お杉・お玉」と言っても二人だけではなく、いくつもある小屋毎に二人ずつ居るのであり、『図会』には、隣のような小屋掛けの女性も描かれている(一人で言う場合もある)。なお、古市を過ぎて宇治の町、内宮の方に向かって下る牛谷坂(浦田坂)には「お鶴・お市」という同様の者が居り、参宮客からは、しばしばこちらも「お杉・お玉」と呼ばれた。尾部坂が外宮・山田の三方会合の管轄、牛谷坂の方が内宮・宇治の宇治会合の管轄となる。

『図会』に戻ろう。「お杉・お玉」の向かって左側には、ゴザに二人の家族が居る。片方は男親と息子の親子二人、もう片方は夫婦に子供二人の組み合わせである。ともに親は後ろに座り、一人はお茶を用意し(「茶筥」との関係がわかかわせる)、夫婦の方は行李を横に置いている。さて、子供は三人とも棒状のものを二本ずつ持ち、踊っている。夫婦の男親も同様である。これが楽器としての「ささら」であり、二本を打ち



図1 『伊勢参宮名所図会』より「間の山」

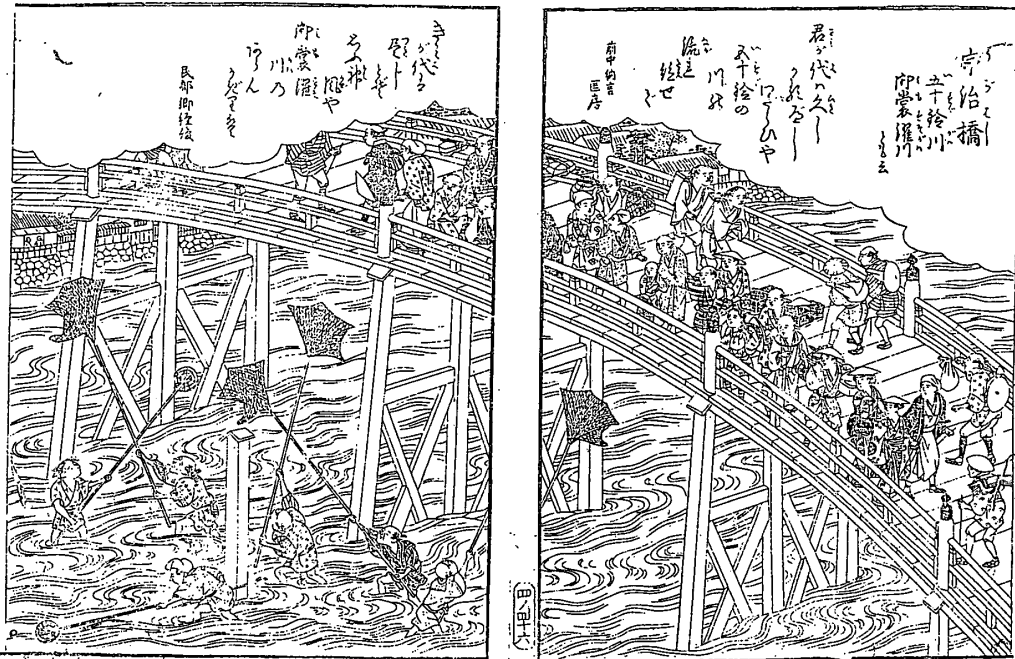


図2 『伊勢参宮名所図会』より「宇治橋」

合わせながら拍子を取り、子供が踊りながら親が謡ったのであろう。なお、「ささら」には竹を細く割って束ねた比較的長いものと、数十枚の小板を打ち合わす形のものゝとが認められるという⁽³⁾。

『図会』で注目したいもう一つの場面は、内宮境内に架けた「宇治橋」の光景を描いたものである(図2)。橋を渡る参宮客が見下ろす五十鈴川のなかには、長い竹棒の先に網を付けて持つ子供たちが六人描かれている。子供たちは、参宮客が投げ落とす銭を網で受け止めているのである。

三味線を弾く「お杉・お玉」、「ささら」を摺る家族、宇治橋の下で網を持つ子供たちは、参宮客の喜捨、「蒔銭」を期待する人びとであり、そしていずれも拜田・牛谷の民である。慶長の頃には既にこうした人々がこの地に集まっており、江戸時代中には井原西鶴の『西鶴織留』や近松門左衛門の作品にも現れる⁽⁴⁾。江戸時代の当地の様子を描いた横地長重『五十鈴の落葉』は牛谷について「戸数二十四五軒モアリテ云々。女子供ハ常ニ牛谷坂へ出デ、参詣人ニ銭ヲ貰フテ生活スルナリ」としている⁽⁵⁾。拜田集落の方が規模は大きかったと思われるが、ここから尾部坂(間の山)に出る様子もほぼ同じであったろう。拜田・牛谷の集落では、特に女・子供はそれぞれの「間の山」に出て、あるいは「お杉・お玉」として三味線や鼓弓をならし、あるいは「ささら」を摺り踊って、共に参宮客の蒔銭を得て日々を送っていたのである。『図会』には「ささら」を摺り踊る子供の後ろに父親の姿も見られ、間の山の乞食が「女・子供」に限定される訳ではない。ただし両集落の成人男子一般の生業・役務はまた別にあり、後に見ることとする。

蒔銭は元々は散米の代わりであったと言ひ、そして散米は本源的には「祓い」の一種で⁽⁶⁾、本来、参宮客の罪障を祓い浄める作法であった。

蒔銭の対象は誰でも良かった訳ではなく、「拜田・牛谷」の民に対してだからこそ、意味がある。なお、江戸時代に参宮客らは、神楽奉納時や参詣道を歩む途中で、「貧しき者たち」に銭を施すことを功德としたらしい。勿論、投げる銭を巧みにかわすという「お杉・お玉」、橋の上からの銭を見事に網で受け止める子供たちの「芸」を褒める部分もあったであろう。

蒔銭の具体的な様相を、参宮客が残した記録、道中日記類から見ていこう。宮川を渡り伊勢に入るや否や、「舟より上レハ間もなく町屋なり、乞食多し」(奥羽国耶麻郡落合村の鈴木重興が明和四年に記した「上方道中記」)⁽⁷⁾、「いせびくに物貰い大勢出ル」(常陸国高柴村の益子教覚が文化九年に記した「西国巡礼道中記」)⁽⁸⁾という状態である。俗に「近江泥棒・伊勢乞食」と称されるひとつの理由ともされる。間の山の「お杉・お玉」や「ささら」を摺り踊る子供たち、宇治橋下で投銭を受ける子供たちの様子を記す道中日記も少なくない。

どれほどのお金が「蒔かれる」のだろうか。明和二(一七六五)年に奥羽国由利郡新庄村から来た木村有周は、伊勢に着いた日に「両宮巡りにまき銭一貫文」と記す⁽⁹⁾。安政三(一八五六)年に訪れた相模国関本村の関野長右衛門は、伊勢に入った日に、宮川から二見まで駕籠に乗っていくが「此間殊ニ銭もらい多く、まき銭凡壹貫文計もほとこし」とし、翌日には間の山の「お杉・お玉」を見物するが、そこでも「まき銭多く八百文もほどこし」、さらにその翌日は太々神楽をあげ神宮・天の岩戸へ参詣するが「まき銭多き事」と二度も表記している⁽¹⁰⁾。

江戸時代には、年間で四五十万人の参宮客が訪れたが、二、三日逗留することを考慮すれば、一日当たりでは二、三千人が宇治・山田に居ることになる。勿論参宮客には階層差があり、また講を組んでやって

来る場合は集団でまとめて「銭が蒔かれる」ことも考えられる⁽¹³⁾。だが、奥羽国の木村有周や相模国の関野長右衛門らのように一貫文程をばらまく参宮客が全体の一割程度であったとしても、数百貫文のお金が日々、蒔かれたことになる。参宮客の蒔銭によって生計を営むことのできる可能性は、伊勢では極めて大きかった。そして牛谷の集落は、二十四、五軒に過ぎなかったのである(拜田はこれよりも多かったと思われるが)。寛政七(一七九五)年に三方会合から出された拜田に対する風俗統制令には、拜田の子供たちが「絹類染物襟袖口目立候品」を着用し、牛谷の者たちは「遊興同前之体」で「身分不相応之衣類」を着し徘徊していることを咎めているが⁽¹⁴⁾、それには間違いなく経済的な背景があった⁽¹⁵⁾。

注目されるのは、天保一二(一八四一)年に武蔵国埼玉郡下之村より訪れた川島巳之助の手による「伊勢参宮日記」によると、「お杉・お玉」に百文と二百文、計三百文が支出されているのだが、それぞれ「是ハ三日市方出」「是ハ御師方出」とされている点である⁽¹⁶⁾。川島巳之助は、外宮の御師・三日市大夫治郎の檀那である。ゆえに外宮の「間の山」には三日市大夫より出しており、内宮の「間の山」には、名前の知らない内宮の御師を通じて出した、ということであろう。

実は道中日記類のうちで支出を克明に記すものでも、「お杉・お玉」への蒔銭額が記されることは少ないのだが、御師への支払いに含まれているのであれば肯けることである。つまり、参宮客個人が投げる銭以外に、御師を通して彼女らに支出されたこととなる。つまり「お杉・お玉」らは決して純粹な「個人営業」なのではなく、宇治・山田の御師(その中核部分が「三方会合」「宇治会合」を構成する)と組織的な関係を持っており、彼女らの存在は、御師が参宮客に市中を案内する上で必要な間

の山の賑わいを保つため、仕組まれているものなのである。

間の山での蒔銭とは別に、御師の邸で神楽が執行される時にも蒔銭や散米が大規模になされる⁽¹⁷⁾。武蔵国埼玉郡岩槻在慈恩寺村の清水源之丞が安政六(一八五九)年に著した「道中日記手控」には、「太々御神楽蒔銭之義拾式度二、座敷并庭へ蒔銭いたし候」と記し、二日間の蒔銭の総計を「銭八貫貳百四十八文」としている⁽¹⁸⁾。神楽の時の蒔銭は「銭まく社人出ル」⁽¹⁹⁾とあるように、願主ではなく御師側の専門とする者が行った。

神楽執行に際しては、その場で蒔銭がなされるだけでなく、「両間の山」に対しても祝儀が出された。寛政九(一七九七)年九月一三日に、三方会合から「大々神楽之節、両間の山之ものへ祝儀差遣候儀」についての申し出が神宮になされた。それによると、従来は「拜田之分」も「牛谷江」一緒に渡していたこともあったが、以後は拜田の祝儀分は直接下されたいと拜田の者が願い出てきた。御師の間で相談の結果、尤もなことから聞き届けた、とする⁽²⁰⁾。この「間の山」とは、個別の「お杉・お玉」、あるいは「ささら」を摺る子供たちではありえない。言うまでもなくこの祝儀は、彼ら彼女らを管轄する、組織としての「拜田」「牛谷」のもとへ入るのである。

宇治橋の下で参宮客の投銭を待つ行為は、一説によれば信長没落後、家臣の鳥羽左京という者が渡世のために始めたもので、正徳年中頃より糸網になり、以後牛谷の民たちが継承したが、「殆ど半年の生計を支ふる程であった」という⁽²¹⁾。

さて、先に見たように道中日記の記述では、間の山や神楽の場以外でも「蒔銭」が見られる。参宮に行く道すがら、周囲に銭を蒔くことは広く行われていたらしい。寛政六(一七九四)年四月九日、内宮は宇治会

合に對して「参宮之節錢を拾ひ候もの共」が、近頃は宮山までも入り込んでおり、神官が押し止めても聞き入れないことを咎めている。そもそも参宮客が錢を蒔くことが原因なのであり、宇治会合から御師たちに對して「宮中近辺二相成候ハ、錢をまき不申様二有之度」と蒔錢を制限することを依頼している。

三味線等の樂器を弾いて喜捨を願う行為も、本来は間の山の空間に閉じ込められた筈であった⁽²²⁾。だが、実際にはそうではなかったようだ。明和七（一七七〇）年六月二十七日、内宮は宇治会合に對して、館町（神宮から見て五十鈴川より内側の、最も中枢に位置する町）において「三味線引候乞食居」ことを、「此節慎候節二候へ者如何、御差留可然」と申し入れている。「此節慎候節」とは、六月二十四日に内宮領内に焼死人が発生して市中が「触穢」になったことを示している⁽²³⁾。ここで館町での三味線乞食が咄められているのは触穢期間中だからであり、通常は黙認されていると考えられよう。寛政七（一七九五）年以降に統制令が再三出されていることから、間の山以外での「営業」が一扫されたとは考えにくい。

神樂に際して錢が蒔かれる御師邸に「錢ひらい之者共猥り二入込」むことを咎める触は、確認できるだけでも安永四（一七七五）年四月四日、文化四（一八〇七）年三月二四日に出されている。安政四（一八五七）年には、あろうことか乞食ではなく宇治会合にとって「仲間之もの」が、錢拾いに出ることを「乞食躰二相見へ当所之恥辱」として禁じている。このような行為にしても「度々相触候処」とあることから、常態化していたようだ⁽²⁴⁾。

以上、拜田・牛谷の民は第一に間の山などで施しを待つ物乞い⁽²⁵⁾乞食であり、彼らへの参宮客の蒔錢は相当量に達することを見た。そして個

別の乞食への施しとは別に、拜田・牛谷の組織に對して御師を通じて祝儀金が支払われており、間の山の芸能興行は、御師の活動と関係を持った制度的なものであったことを確認した。拜田・牛谷は、単に経済的支援を待つ非人ではなく、門前町宇治・山田が参宮客を迎えるための、重要な役割を担っていたのである。

(2) 三方会合・宇治会合の統制

宇治・山田における蒔錢の多さは、それを目当ての困窮民が外部から押し寄せることを予想させる。間の山の「芸能民」たちはともかく、参宮客に付いて廻る乞食たちは、全てが拜田・牛谷の民なのだろうか。そうだとすれば、それは何によって保証されるのか。本節では、拜田・牛谷の民が、三方会合・宇治会合によって集団として統制されている様相を見ていきたい。

元禄三（一六九〇）年五月、三方会合は山田奉行所に「方々方乞食数多入込申二付、小盗致候而町内難儀」を理由に、「所之乞食斗へ拜田方札を出し候而、余所より之乞食法度二仕度之由」を出願した。山田奉行の了解を得、宇治についても牛谷より札を出すということで調整している。下って安永八（一七七九）年には、拜田の者は「目印札」を下げる⁽²⁶⁾ことが三方会合から命じられているが、これは「惣て穢人共町家の者相混シ不申様」との理由によるものであった。

元禄三年段階では、治安維持を理由に他所の乞食の入り込みを禁じることで、拜田・牛谷の權益を保護する面もあった。しかも、札を交付するのは拜田・牛谷という組織からである。一方で安永八年の「目印札」は、他所乞食との区分を目的とするのではなく、拜田・牛谷を「穢人」として、穢れが及ばないように一般住民と峻別する政策として命じられ

たのであった。この二つに連続性があるのかは不明であるが、安永の「目印札」についても、これにより非人集団の組織化が強化され、他所からの流入を排除する役割も果たしたと考えられよう。

ただし、これで拜田・牛谷に組織化されない野非人が一掃された訳ではない。人が極めて流動的な宇治・山田では、野非人統制は他地域以上に困難なことであった。実態としては相変わらず困窮者が流入し乞食非人となったであろう。天保一三(一八四二)年一二月には、山田奉行から「野非人無宿類囲置寄場」を神宮領内の「三枝橋南松原」に建てることが提案されている。

さて次章で検討を加えるが、拜田・牛谷の民は山田奉行の警察機能の末端を担う存在であった。そのような彼らと、三方会合・宇治会合はいかなる指揮命令関係を持ったのか。

享和三(一八〇三)年閏一月二十九日、三方会合は拜田村の庄吉と庄次郎を、博奕(鶏合賭勝負)の罪で「神領払」の処分とした。「神領払」とは、三方会合・宇治会合が管轄する宇治・山田及び周辺農村、そして神宮直轄領たる多気郡の斎宮村以下五か村等を対象とする追放刑である。この処分決定は「於山田会合所」、つまり三方会合所でなされたという。山田奉行所にも連なる彼らではあるが、宇治・山田の住民としては三方会合・宇治会合より、治安維持のための追放処分を含む人身統制を受けていたのである。

なお以前検討した事例だが、文化七(一八一〇)年に山田の吹上町の番人が、同じ町の松之助と古市で飲食をしたことが問題となった⁽²⁶⁾。この時、番人は牛谷へ向かう途中で松之助と出会ったと言う。宇治・山田各町の番人が、拜田・牛谷の集落から供出されていたことをうかがわせる。つまり拜田・牛谷の民は、個別には宇治・山田の町々の番人を務

め、住民として、また組織としては三方会合・宇治会合に統制され、さらに山田奉行所の警察権にも連なるという、三段階の支配を受けていたのだと思われる。

さて、拜田・牛谷の民は元々は説教者であったという由緒を持つように、単なる乞食非人集団ではなく、言祝ぎを行う芸能者としての性格、一定の宗教性を帯びていることは間違いない。安永八(一七七九)年一二月二五日に宇治会合は、「牛谷拜田之手下節季候二出候輩」について、近年猥りに町家へ入り込んでいることを咎め、宇治の「間之山」と町方で勸進をすることを差し止めるとした。外宮の山田でも三方会合から同様の動きがあったようだ。この時の宇治・山田における歳末・年始の節季候は、停止されたであろう。その後節季候は「牛谷頭之者共」に対して詫び、勸進を以前の通り認めるように働き掛ける。外宮の方では「拜田之者山田三方会合所江段々相願」、従来通りの勸進が許された。そこで三方会合は宇治会合にその旨を伝え、節季候の勸進停止の解除を働き掛けてきた。ただし、以後は猥りに人家へ立ち入ることは止められ、門のある神職らの家では門内へ、ない家では「雨落」より内側へ入ることを禁じられた。

宇治会合が、節季候を「牛谷拜田之手下」と表現し、また宇治の節季候たちも「牛谷頭之者」へつてをもって詫び、交渉している。外宮の拜田でも同様の状況であったろう。だが拜田・牛谷の民たち自身が住民に勸進を行う属性を持っていたことから見て、節季候という独立した組織があった訳ではなく、拜田・牛谷の一部が歳末・年始に節季候に出ている、ということではなからうか⁽²⁷⁾。

延享二(一七四五)年五月一七日に出された宇治会合の通達では「祝儀不祝儀事二付牛谷之者江酒杯被遣候義有之」とし、寛政七(一七九五)

年の拜田に対する風俗取締令には「於町在吉凶有之家へ罷越、ねたりケ間敷祝儀酒代等乞候趣」が禁じられている。葬儀に関する拜田・牛谷の役割は後に検討するが、宇治・山田住民の「祝儀」「吉事」に、彼らの集団が深く関与していたことを確認しておきたい⁽²⁸⁾。

二、拜田・牛谷の役割負担

(1) 犯罪者の追捕と牢獄管理

いわゆる「伊勢神宮領」は、三方会合・宇治会合の管轄地と神宮直轄領に大きく分かれるが、ともに行政的にはその上位に幕府の遠国奉行たる山田奉行が位置していた。拜田・牛谷の民は、山田奉行の与力・同心の下で下級警察役を担い、宇治山田市中のほか周辺の神宮領農村、そして地理的に離れた神宮直轄領である多気郡齋宮村以下の神領五か村などでの「犯罪」にも出役している。

直轄領での事例をひとつ見よう。次の史料は天保八（一八三七）年四月二三日に、多気郡齋宮村の者が、神宮代官に届けた口上書である。

乍恐奉申上口上

当月三日七ツ時過、山田妙見町之もの⁽²⁹⁾与申、馬二乗来り一宿乞候ニ付、相止メ申候処、翌四日滞留仕、五日朝津方江浄瑠璃会ニ参り候由を申出立仕候、尤山田方ニ而者国八与申もの之由申候、同日暮方罷帰、夫方十七日迄滞留いたし候処、同日暮方牛谷之者式人参り、右国八呼出し召捕参り申候、右者如何之もの哉与存候処、追々承り候得者盗賊相働キ候者之由ニ而驚入申候、依之右奉申上候、以上

天保八酉年四月廿三日

齋宮村中西出郷 松野屋孫兵衛 印

両宮御代官御衆中

盗賊を働いた国八は山田に居住する者で、牛谷は宇治会合に属するが、山田奉行配下で下級警察役に従事する際には、その区別はない。彼らは捕縄と十手を持つことが許されており、ここでは恐らく牛谷の民が単独で国八を召し取っている。なお捕縛するのみでなく、探索・情報収集の役も担っていた⁽²⁹⁾。

多気郡の齋宮村以下五か村は神宮の直轄地であり、ここには三方会合・宇治会合が関与する余地はない。拜田・牛谷の民は、山田奉行の下級警察役に連なる限りにおいて、この地に権限を持つのである。

三方会合・宇治会合が管轄する地域でも右と同様の役務にあたり、住民側は彼らを「役所目付衆」（『神宮編年記』万延元年八月二日条）、「御目付」（同・慶応三年五月一日条）「役所役人」（同・慶応三年八月二三日条）などと称していた。

さて拜田・牛谷の民が「犯罪者」を捕縛した場合、その者が属する共同体等から縄代・酒代を徴収する権利を持っていた。天保一三（一八四二）年五月に、神宮内部で伝達された廻文を見よう。

一、九日曇廻文

牛谷拜田之もの共召捕候者有之節、是迄為縄代鳥目巻ノ文并酒代杯与申百文宛請取候趣、此節方右半減巻ノ文者五百文、百文者五拾文相渡し候様可致、尤町在ニ而者其掛り合之者其所之会所江差出し、会所方牛谷拜田之ものへ相渡可申、且又髮結銭之儀是迄式拾四文之所式拾文差遣、仕切為祝儀金巻差遣候者拾四文、拾式文差遣し候者拾文、其余右ニ准し取斗候様被仰出候趣、御役所御役方御沙汰之由町在へ相触候趣為心得合より申越候、各各為御承知如此御座候、以上

五月九日 内宮家司大夫

御神主中

権官衆中

召捕らえた者一人あたり、それまでは縄代として錢一貫文と酒代として百文ずつを受け取ってきた、という。この時は儉約令の一環として、それぞれの半減が命じられている。そして縄代・酒代とも、捕縛者の関係者から直接ではなく「会所」（これは町の会所であろうか）を介して拜田・牛谷へ渡すこととしている。なお、ここに髪結銭についての規定があることも興味深い。奉行所へ出頭する場合等に備え髪結を抱えておく必要があったのだが、拜田・牛谷から出た番人がこれを務めていたことを想定できよう。文中に記される通り、これらの指示は山田奉行所の「沙汰」としてなされたことであり、会合からの連絡を受けて神宮内部でも周知を図ったものである。

安永九（一七八〇）年八月に内宮月読社で盗賊が捕縛された際に、牛谷の者は神宮に対して酒代を要求してきた。町方ならば親族なり町なりから支出された筈だが、問題の地は神宮が直轄する神社境内でのことであった。神宮は牛谷の者に対して「会合へ申遣候得者牛谷召連来、胡乱者引渡候事有之候、其節も酒代など不遣候、此方方頼候事二も無之候」と答える。町・村から縄代・酒代を徴収する権利は山田奉行所から公認されていたが、神宮の解釈としては、その負担は拜田・牛谷の出勤を求めた主体次第であり、宇治会合から動員した場合は場所に関係なく神宮から遣わす謂われはない、ということになる。なお「犯罪者」が山田奉行所で吟味・裁許を受ける際にも、問題となった地を管轄する組織に金銭を要求することがあった⁽³⁰⁾。

宇治・山田の牢獄は拜田と牛谷の地にあり、牢の番人を拜田・牛谷の

民が務めたことは言うまでもない。追捕役とともに山田奉行所に対する役の中核を占めた。拜田の牢は豊臣秀吉時代に、三方会合が秀吉の御師・上部越中守貞永の持地に建てたとされる。山田奉行の設置後はその支配を受けるが、引き続き三方会合が牢の鍵を保管していたという。元禄一二（一六九九）年七月に捕縛人の多さを理由に男牢六畳、女牢三畳分が建て増しされたが、それ以前は全体で十四坪程度の小さなものであった。山田奉行所からは、囚人一人につき一日に米五合と油料・番料米一升五合が下付され、それ以外に入牢者の関係者から縄代・酒代を取ることが許された⁽³¹⁾。

入牢者一人につき一日米二升が支給されるにもかかわらず、拜田・牛谷の民が入牢者の食事を提供したという訳では必ずしもない。入牢者の親族らが、煮炊きした食事を日々牢に届けることが一般的であった。この点は、直轄領の多気郡の村々でも同様である⁽³²⁾。

なぜ、わざわざ遠くからでも食事を牢へ運ばせるのだろうか。天保一二（一八四一）年八月には山田奉行の示唆を受けて、毎日の食事を運ぶ負担の重さを免れるため、拜田・牛谷の民に申し付けることが宇治会合で検討された。だがそれを妨げたのが、「同火」の穢れである⁽³³⁾。牢自体が犯罪の穢れを伴うが、それ以上に被差別民と同じ火を用いた食事をすることは、重い穢れが及ぶ。この時に、延宝九（一六八一）年一二月に両宮で申合わせた規定が見出されたが、それには「右拜田之火食用不相成候、若食用之者居住相成不申事」とあり、「別火」で食事を作らせてはどうかとの問いに対しても「右拜田村者穢地之事なれハ別火たり共穢所之火二候故食用相成不申候」と記されている。

牢獄の管理と関係の深い罪刑について触れておく。『宇治山田市史』では『五十鈴の落葉』を引用して、「牛谷村の人民は、前にしるしたる

如く、罪人の死刑を扱ふ者なるにより、町家の人民と交通をせず」とある⁽³⁴⁾。また罪人の敲き刑は山田奉行所の門前でされていたが、文化三（一八〇六）年一〇月六日に拜田・牛谷の牢で行うことが神宮に打診された。処刑が穢れを生むことに配慮したもののだが、神宮は元来牢獄自体が不浄の場所であるから支障はないと答えており、以後は牢の前で実施されたと思われる。

（2）「穢れ」の請け負い

前節では山田奉行配下の役負担について検討したが、次に宇治・山田における社会的な役割を見る。拜田・牛谷は、何より宇治・山田の住民が穢れに触れなくても済むための働きを期待された。自然死であっても災害による予測しない事故死であっても、どんなに死穢を避けるシステムが発達したとはいえ、最終的には誰かが「穢れ」を負わなければならぬ。自然死の場合に死体の穢れを避ける便法たる速懸⁽³⁵⁾にしても、墓穴を掘り死体を埋める過程では、穢れの発生を避けることはできない。元々は死者の近親者が務めたこの役も、触穢規定と日常生活との両立が困難になるにつれ、拜田・牛谷の民が一手に引き受けるようになっていく。

速懸についての別稿で紹介したように、墓穴を掘り死体に土を掛けることの報酬について、慶安三（一六五〇）年には既に規定が認められる。江戸時代前期には例外はあるものの、既に拜田・牛谷の民が死穢を引き受けるシステムは成立していた。そして、この規定は三方会合から拜田に対して出されているのであり、穢れを忌避する者と引き受ける民との個別の関係ではなく、組織間において、伊勢神宮門前町に特有の社会制度として成り立っていたのである。

変死体が発見された際の処理と死穢の忌避に、拜田・牛谷がどのように関与したのかを見ておこう⁽³⁶⁾。寛延元（一七四八）年に、宇治近郷の中村にある「興玉之森」で、出家の自殺体が発見された。中村とは、近隣の村々と「四郷」を構成し、門前町宇治の「二郷」と共に宇治会合の管轄地であるが、「興玉之森」は神宮の支配地である。「宮中山廻り」役から神宮に注進され、同時に中村の年寄からも神宮に相談がなされた。穢れの処理が問題となったのである。結局、「中村年寄方牛谷江申付、早速仕廻せ申候、則中村墓所無縁地へ埋申候」とし、牛谷の民はさらに、出家が首を括った木と近辺の木二本、都合三本を切り取り、土も「六尺」ばかりも掘り取り、「清砂」を入れて穢れを除去したという。この一件は山田奉行所にも報告されたようだが、牛谷に死体処理を命じたのは、宇治会合の下部組織たる中村の年寄であった⁽³⁷⁾。

融穢禁忌の要素の一つに、動物の穢れがある。伊勢神宮の遷宮前などに、神木を清浄に保つために「犬狩」が行われた。犬の糞尿やお産、死骸等によって神木が穢れることを警戒したもので、享徳二（一四五三）年から始まるというが、これに重要な役割を果たしたのが、やはり拜田・牛谷の民である。宇治・山田の住民も参加したが、拜田・牛谷の民が犬を狩り、住民から金銭を徴収した記録が残されている。なお、この問題については別稿に譲りたい。

（3）都市公共的な役

拜田・牛谷は、「穢れ」の請け負い以外に、門前町宇治・山田での社会生活を維持する上で必要な公共的役務を負っていた。

享保八（一七二三）年に、三方会合から拜田へ、市中の火消人足役が賦課されたとの記録がある⁽³⁸⁾。

○同年十一月十日号令、此度御会合ヨリ拜田者へ火消被仰付候、人数五十人相定、十一月ヨリ正月迄三ヶ月之間町在出火之節右之人數早速馳付相働候様被仰付候間、町々火消之者へモ右之旨相心得候様ニ御申付可在之候、以上

文中に「町々火消之者」と出るように、宇治・山田の消防機能を拜田・牛谷が一手に引き受けたという訳ではなく、町単位の火消人足役では賄えない部分を補った、ということであろう。右の法令では三か月に限定し、その後の経緯は不明であるし、また少なくとも明治維新時には市中の消防組織として機能してはいない⁽³⁹⁾。だが、文久二(一八六二)年八月に拜田・牛谷の者の増長を咎めて出された山田奉行所の触には「火事場ニ而がさつ之いたし方有之」とある。火の見櫓が宝暦一三(一七六三)年に牛谷に建てられていることなども合わせ考えれば⁽⁴⁰⁾、拜田・牛谷が消火活動に何らかの形で関与していることは推測できる。これらの役のほか詳細は不明だが、住民に時間を報せる太鼓が拜田に置かれていたことが知られる⁽⁴¹⁾。

山田奉行の下で警察役に従事したことは先に見たが、三方会合・宇治会合の下でも警備役を務めることがあった。延享二(一七四五)年五月には、「宇治山田共折々盗賊押込有之」という状況のなか、牛谷の者が一日に数度見回りを務めている。文政一三(一八三〇)年のお陰参りに際しては、三方会合から拜田の者に「番」が仰せ付けられた⁽⁴²⁾。これが無給であったため、拜田の民たちは代償として町々に祝儀を求めて歩いた。町側はこれに拒否の意志を示している⁽⁴³⁾。町の番人として個別の町共同体に属しつつ、三方会合・宇治会合の指揮下、都市全体の公共機能を務めていることの、矛盾の表れであろう。

なお幕末段階の慶応三(一八六七)年一月一日には、宮中護衛の

ため、異変時には町々在々の人夫が駆け付けけるべきことが命じられた。その際「且牛谷のもの江も心得させ置可申旨会合江通達之儀」が、山田奉行所より命じられている。火災や異変時に拜田・牛谷の民が警護の役割を担っていたこと、そしてその場合に、三方会合・宇治会合から命じる関係は維持されていることを知ることができる。

なお警備役をめぐる、拜田・牛谷の民と伊勢神宮との関係は、先に見た安永九(一七八〇)年八月の月読社での盗賊捕縛事件が参考になろう。神宮門前町で拜田・牛谷の者が警備役を担うのは、あくまで山田奉行・三方会合・宇治会合の指示の下であり、神宮自体ではない⁽⁴⁴⁾。

三、社会的差別の実態

拜田・牛谷の民が宇治・山田の「穢れ」を引き受け諸役を担うことは、近世初頭までは確実に遡る。そして、近松寺の下での「ささら説教」を止めたとされる正徳三(一七一三)年以前から、彼らが被差別民として扱われていたことも間違いない。

延宝九(一六八一)年二月一日に内宮・外宮は、会合側の問いに答えて、「乞食非人谷拜田之火食用之者」が居住した地は「穢所」となること、そして拜田・牛谷の寺で宗旨請状を取り、その宗門に入ったならば(つまり、人別として両集落に入ったならば)、以後は神領の町人にはなれないとの判断を下している⁽⁴⁵⁾。また天和二(一六八二)年二月一〇日には、山田の大世古で粥の施行がなされたことに対し、乞食非人が食べては火が穢れ触穢となるとして、施行を止めるように、という指令が神宮から出された。住民側は、随分吟味して拜田の者らには食べさせないように注意したい、ただし乞食非人が死亡したならば穢れ火にな

る、との認識を示す。乞食非人との同食（同火）が即、穢れとなると考えたのか、その死との関連でとらえられているのか、史料の文言からは判定できない。さらに元禄一六（一七〇三）年八月一日には、大橋（宇治橋）より内側へ乞食らが入らないように、との書付が神宮から宇治会合に渡された。

一八世紀の初め頃までは、神宮は判断を求められれば、拜田・牛谷の民を「穢人」として認定し、接触を咎める。しかし三方会合・宇治会合も含めて、積極的に彼らの行動を規制し、社会的な差別を制度化する動きは強くない。それが転換するのが、概ね一八世紀の半ば頃ではないかと考える。

延享二（一七四五）年五月、宇治会合は次の条文を含む触を市中に発した。

一、祝儀不祝儀之節、牛谷之者共へ酒杯遣儀有之、酒屋之樽ニ而直ニ遣し彼者共之手ニ触候而酒屋方へ相返し候由、自今右様之砌ハかけ流し樽ニて遣候歟、又ハ料ニ而遣可然由之事

牛谷に与えられる祝儀酒が樽で遣わされ、その樽が酒屋に戻ってくることを、「穢れ」が伝染するとして咎めているのであり、以後はかけ流しし使用捨ての樽か、相当額の金銭で遣わすことを命じている。安永八（一七七九）年には先に見たように「節季候」に関してみだりに町家に入り込む行為が咎められ、勧進が一旦差し止められた。拜田・牛谷の民は、一般住民との接触を厳しく否定されていく。

その帰結が、寛政七（一七九五）年に三方会合・宇治会合から発令された、拜田・牛谷の民に対する統制令である（ここでは拜田に対する三方会合からの統制令を検討するが、同様のものが牛谷に対しても出された）。これまでも聞説してきたが、ここで八か条にわたる統制令の概

要を見よう。

まず、参宮客から「銭貰い」をする身分としての慎みを求める。「営業」空間たる「尾部坂」（間の山）の棒杭の外に出ないことを命じ（第一条）、また着用は木綿に限り、とりわけ物貰いの子供が「絹類染物襟袖口目立候品」を用いることを厳禁する（第二条）。そして第三条では、物貰い小屋で飲食し煙草を吸うことを遠慮するように、とした。

続いて、町方において一般住民と峻別されることを求める。牛谷の者が「夜廻りになぞらへ町方を往来致し遊興同前之躰ニ相聞、殊ニ身分不相応之衣類を着シ町在のものに相紛シ致徘徊候趣」という状態であると聞くが、拜田も同様としてこれを咎める⁽⁴⁶⁾。第五条では先に見たように安永八（一七七九）年に「目印札」を申し渡したが等閑にするものが居るとして「已来穢人共不致忘却右印札提ケ候様」と命じた。

第四条に関しては、拜田・牛谷の民が「夜廻り」という役を負っていることも知ることができる。最後の第八条では「胡乱者徘徊不致候様、常々無油断心を附可申」としており、宇治・山田市中を警備して廻ることが、三方会合・宇治会合からも求められていた。

そして、先に検討した彼らが務める役務に関しての問題がある。第六条では「公事其外掛り合」で出役した際に「理不尽ニ酒代等乞候趣」を咎めたもので、安永六（一七七七）年令の再令だといふ。第七条は冠婚葬祭時の「ねだり」「祝儀酒代等乞候趣」が問題とされるが、とりわけ葬送儀礼たる「速懸」時の「穴掘賃」を過分にねだることが問題視される。「数十年來志之骨折料」を申し受けている家からみだりに酒代などを取ったり、速懸が「時刻移候儀」、すなわち速やかに執行されないことを咎める。

この事情は、天保二（一八三一）年作成と推定される「拜田村穢人取

締一件⁽⁴⁷⁾という史料で知ることが出来る。ここでは「昨寅年御陰参之節拜田之者とも町々江祝儀申請ニ相廻り候趣、尚又墓所持主方掃除等ニ差遣し候節、其家往来方過分之賃銭申乞候段、其外独身之者ニ而絶家ニも可相成向者、年忌其外之施物引受人無之候而者難穴掘等と不心得之儀を申、時刻移り難洪之者も有之由相聞」とする。お陰参りに町々へ祝儀を求めて廻った問題は先に見た。後段は、速懸時に埋葬にあたるだけでなく、その後の年忌法要や墓所の掃除—これも穢れを伴う—等を、拜田・牛谷が請けていることを示すものである。そして、その後の徳分が保証されないような者、絶家になる独身者などについては、穴掘りを拒み「時刻移り難洪」という事態を招いているのである。

墓穴掘りと死体を埋めるための土掛けは百日の穢れとなり、この間には他との接触が厳しく制限される。神宮領たる宇治・山田で都市生活を営む上で、拜田・牛谷の民たちの役割は代替が利きにくいものであった。彼らの務めを代われる者は、簡単には見出せない。こうした構造を背景に、拜田・牛谷の民が、役務を果たす代償をより多く求めていくのは自然なことであった。彼らは一章で見たような経済基盤もあり、無理に安価で引き受けなければならぬ状況でもなかった。

寛政七（一七九五）年に会合から出された統制令は、次第に一般住民の意向に反していく拜田・牛谷の民を、社会的な差別を制度的に強めることで対応しようとしたものであったのだろう。彼らへの社会的な禁忌が、これ以降に強まっていく。

さて、被差別民と一般住民が同じ火を用いた食事をとれば、市中に重い触穢を及ぼすことになった。ただし、規定はともかく実際に触穢令が発動されるのは、江戸時代を通してのことではなく、享和元（一八〇一）年に始まる。以前分析したように⁽⁴⁸⁾、「穢人」との同火が問題とされ、

市中に触穢令の発令が検討された事例は六例確認できる（うち五例が触穢令発令）。このうち四例は「穢多」身分の者との同火事件であるが、残りの二例について、改めて確認しておく。

文化元（一八〇四）年に牛谷配下の「穢人」と一般住民との同火が発覚した。神宮は、この穢人は「死人取扱候迄之事」として、「穢多」身分の者に比べ「穢れ」が軽いとの認識を示すが、結局は同様に市中に触穢令が出された。文化七（一八一〇）年には、山田吹上町の者が、町の番人と飲食を共にしたことが問題となっている。酒は冷酒で、煮炊きしたものを食はず器も別だ、との弁明を受けて、神宮は三方会合・宇治会合と相談の上で、禁忌に触れていないと判定した。なおその後山田奉行所から、無断で判定したことに異議が唱えられている。「穢多」身分に比べて軽いとの認識は示されるものの、「同火」については拜田・牛谷の民も同様に「穢人」と扱われていることは間違いない。

さて別稿においては、一九世紀初頭から「同火」の触穢に伴う禁制を神宮が発するようになったのは、「穢人」との「同火」を問題視した奉行所側の対応が契機となり、それが先例として踏襲されたからだ、とした。だが、三方会合・宇治会合が、拜田・牛谷の民たちに対して社会的差別を強める規定は、「同火」事件の始まりよりも早いことの意味を考えねばならない。山田奉行所の政策には、幕府の意向を受けた被差別民の統制策として、また服忌を重視する観念の浸透も影響しているであろう。しかしその前段階に社会的な差別強化の動きが、確実にあった。この二つの動きがどのような連関を持っているのかは今後の課題だが、山田奉行の判断のみで、政策転換がなされたのではない。

「同火」と認定され触穢となり、日常生活に制限が加えられ、特に参宮客への「接待」が大きく限定されることは、宇治・山田の住民たちに

とって大きな打撃であった。彼らは拜田・牛谷の民を統制し、社会的な差別を制度化していったが、「同火」に基づく触穢の発令を望んだ訳ではなかった。しかし、山田奉行所が禁忌を重視し、拜田・牛谷の民との「同火」を問題にするようになった時、三方会合・宇治会合には、それを拒絶する理屈はなかったのである。

むすびにかえて

拜田・牛谷の民が、他地域の非人集団と異なる特徴のひとつは、主な物乞いの相手が地域住民ではなく外から訪れる参宮客であった点にある。「蒔銭」が大量にあり、経済的条件に恵まれていたことは確かであるが、それは単なる物乞いではなく、施す者の罪障・穢れを祓い、彼らの代わりに引き受けるという観念が残ってはいた。宮川には参宮客の代わりに水垢離をする子供たちが居たが⁽⁴⁹⁾、同じ関係であろう。

非人集団への施しは原初的には一定のマジカルな要素がつきまとったが、一般的にはそれは徐々に解消し、経済行為として意識化されることにより差別は強まっていく。だが、参宮客にとって宇治・山田は、非日常的な空間であった。彼らが国元で乞食非人に施す行為と、拜田・牛谷に対するものとは、決して同じではなかった。

宇治・山田の住民が、触穢の忌避を意識すればするほど、拜田・牛谷の民の役割は大きくなる。拜田・牛谷の民は、住民社会の「清浄さ」を保ち、その点で他との違いを参宮客に対して演出するという二つの意味において、近世の伊勢神宮門前町宇治・山田の社会構造を維持する上で不可欠な装置であった。

最後に残された課題についてまとめておきたい。拜田・牛谷の内部の

構造については、それぞれに「頭」が居ることを推測できた程度で、史料的な制約から十分な検討が加えられなかった。また、これまで指摘されているように、拜田・牛谷は伊勢南部に広く散在する「ささら」と由緒の上で共通性を持った。この「ささら」は拜田・牛谷と、また神宮とどのような関係を有したのか。「ささら」の存在形態が、現代にまでつながる三重県における小規模被差別部落の散在と関連するとの指摘もあり、この点には改めての検討が必要である。

宇治・山田及びその周辺の空間に現れる人の死体は、拜田・牛谷が処理した。また犬や小動物についてもそうであったらしい。だが、牛馬の死骸については、周辺農村の穢多身分が取り扱ったという。「神宮領」の穢多身分については、神社造営時の儀式、「方堅め」に重要な役割を果たすと言われ、陰陽師との関わりも注目される⁽⁵⁰⁾。

拜田・牛谷の民が主に務めた「犬狩」と動物の穢れの問題、そして神宮直轄領の穢多身分の問題については別稿を準備しているが、宇治・山田の地に直接関わった穢多身分については展望を持ち得ていない。検地の棹が入れられず、また皮革製品の領主御用が基本的にはない地域における、穢多身分の成立・編成の要因と存在形態、これの解明は神宮領の社会構造のみならず近世の部落史にとっても重要な意味を持つと思われるが、今後の史料の発掘と研究の進展を待ちたい。

【注】

- (1) 『都市部落』（部落問題研究所、一九六四年）、『三重県部落史料集 前近代篇』（三重県厚生会編、三一書房、一九七五年）、和田勉「芸能の民『ささら』について—伊勢国を中心に—」（『ふびと』五〇、一九九八年）。芸能史の観点から「ささら」を分析したものに、徳田和夫「説教説きと初期説

教節の構造」(『国文学研究資料館紀要』二、一九七六年)、山路興造『さくら』と『さくら説教』(『京都部落史研究所紀要』八、一九八八年)、盛田嘉徳『中世賤民と雑芸能の研究』(雄山閣出版、一九九四年)などがある。

- (2) 部落問題研究所、一九八二年。太閤検地帳にも数多く見られること、正徳五(一七一五)年の近松寺からの廻状は、伊勢国の北部から南部に至る一二郡の「ささら」に宛てられており、そのひろがりがかかること、紀州藩田丸領の事例では「下級刑吏・警察官的な役割や掃除役的な役割」が認められ、これは津幡や紀州藩松坂領でも同様だとする。正徳三(一七一三)年に近松寺は「ささら」に廻状を送り、「不淨穢らわしき職」や村番人などに関わることなく、説教師としての勤めを果たすべしとした。田丸領の「ささら」四〇名は藩に対して、城内の掃除を除く下級刑吏・警察官的な職務の免除、穢多身分の者への代替を願ったという。問題の拜田の「ささら」については、御公用(山田奉行所の役)と三方会合所や山田惣中の諸用を勤めてきたが、これを止めては渡世がなりがたいとの理由で、説教者の方を止めた、とする。この分岐点は農地所有の有無、すなわち「不淨けがらわしい」と思われる役職を捨てるだけの余裕があるか否かにあった、と推定されている。

- (3) 一九二九(昭和四)年に宇治山田市から刊行されたこの書は、極めて情報量の多い出色の自治体史であるが、神宮領の被差別民については、意図的に捨象した傾向がある。なおこの点は、伊勢神宮の通史で、神宮領を研究する上で参照することが不可欠な大著、大西源一『大神宮史要』(平凡社、一九六〇年)も同様である。

- (4) 日本随筆大成刊行会、名著普及会、国書刊行会、臨川書店他から刊行されている。本稿における図版は、三重大学附属図書館所蔵のものを用いた。

- (5) 和田勉『芸能の民「さくら」について—伊勢国を中心に—』(前掲)。

- (6) 大西源一『参宮の今昔』(神宮文庫、一九五六年)。

- (7) 『宇治山田市史』下巻に紹介される。なお『五十鈴の落葉』は明治三〇(一八九七)年刊行。

- (8) 『神宮典略 中』(大神宮叢書、神宮司庁、一九三三年)。

- (9) 『近世の磐梯町』(磐梯町、一九九二年)。

- (10) 『西国巡礼道中記』(大子町史料別冊9、大子町、一九八六年)。

- (11) 『続矢島町史 上』(矢島町、一九八三年)。

- (12) 『南足柄市史 3 資料編 近世(2)』(南足柄市、一九九三年)。

- (13) 嘉永五(一八五二)年に土浦(現小川町)から講中十一人で訪れた小埜小四郎は、「まきせん一分二朱四百四十八文」と記し(『小川町史 上巻』小川町、一九八二年)、また安政四(一八五七)年に武蔵国大門宿から講中三十三名で来た会田平八の記録では、「まきせん」の合計は十二貫文になっている(加藤誠三『伊勢道中日記』『川口史林』四七・四八、一九九二年)。

- (14) 『宇治山田市史資料 風俗篇一』(伊勢市立図書館架蔵)によれば、間の山の者たちが「沙綾」「縮緬」「綸子」の類を着しているのは、市中の者が彼女らに上洛の土産として与えたり、また上方・江戸等からの富裕な参詣人が持参するからだ、とも言う。

- (15) 「故実郷談」には、以下のような記述があるという。「貞享二年十一月八日八日号令、両宮散銭鉛銭ヲ商フ事ヲ禁セラレル、是去年ヨリ関東ニ願フ故也、今案スルニ古来両宮擲銭ニハ鉛丸キ輪ヲ大サ五寸計ニ作りテ銭ノ形トシテ之ヲ常ハ鳥目何程ニ交易シテ拜所へ参宮人上シ事ナリキ、古昔ノ質ヲ知ベシ」(『詞林往来』(神宮司庁文教部、一九七〇年)。一七世紀中までは、銭ではない鉛の模造貨幣が散銭、蒔銭として通用していたらしい。だが、道中記類の記載は入用記録としての性格を持つものであり、蒔銭について書いたものに模造貨幣云々に触れないのも不自然である。何より、鉛銭であれば乞食らが蒔銭を求めて押しかけることもないであろう。ここで問題にしている蒔銭は、正真正銘の貨幣であると考えて良い。

- (16) 『加須市史 資料編I』(加須市、一九八四年)。

- (17) 大西『参宮の今昔』(前掲)によると、武田信玄の祖父、武田信繩が山田の御師幸福太夫に送った神納物目録には、大神楽料十二貫文、小神楽料五六貫文とらんで「蒔銭十貫文」としている。大きな神楽に際しては、かなりの「蒔銭」が施されたことが分かる。
- (18) 『岩槻市史 近世史料編IV 地方史料(下)』(岩槻市役所、一九八二年)。
なお、一般の農民の事例ではなさそうだが、寛政一二(一八〇〇)年に太々神楽を執行した安房国長狭郡の山口杉庵は、講金として百両、祝儀金十両のほか、実に「まき銭三十拾五貫文」としている(『安房先賢遺著全集』(安房先賢偉人顕彰会編、一九三九年)。
- (19) 小林真実「〈史料紹介〉安政六年 道中日記帳」(『戸田市史研究』一〇、一九九五年)。
- (20) 以下、特に断らない史料は伊勢神宮の内宮長官(一禰直)機構の公務日記、『神宮編年記』(神宮文庫蔵)に拠る。先例を記す時など記載される日記と年月が異なる場合は、随時注記を施す。なおこの史料については、神宮史料輪読会編『神宮編年記』(内宮長官日記) 慶安元年一〇月二五日(同二年七月七日)、『皇學館大学神道研究所紀要』一六、二〇〇〇年の「解題」を参照。
- (21) 『宇治山田市史 下巻』。なお、宇治橋下の網受けは明治五、六年に廃止されたが、その後、願いにより明治一八年に再興された。ただし銭ではなく楠などで彫った玉を近くの店で売り、参宮客に投げさせたと言う(『宇治山田市史資料 風俗篇』)。
- (22) 寛政七(一七九五)年六月に三方会合から拜田に対して出された行動規制九か条の第一条において、「尾部坂」間の山を仕切る「棒杭」の外に出で「銭もらひ」をすることが禁じられている(『三重県部落史料集』二一―二六号文書、一五四頁)。
- (23) 触穢期間中は贄の献上を始め神事が中止され、神宮領一体に慎みが命じられた。拙稿「近世の伊勢神宮と朝廷―「触穢令」をめぐって」(『人文論叢』一七、二〇〇〇年)参照。
- (24) 弘化四(一八四七)年一月二二日には山田奉行から、参宮の時にも「宮守其外之もの」が参宮客に散銭初穂を強要することを咎めている。「大場宮人」による同様の行為を咎める命令は、嘉永三(一八五〇)年九月二〇日にも出されている。
- (25) 『三重県部落史料集』二一(七)―一六号文書(一五四頁)。
- (26) 拙稿「近世の宇治・山田における被差別民禁忌について」(『人文論叢』二〇、二〇〇三年)。
- (27) 『宇治山田市史資料 風俗篇一』(伊勢市立図書館蔵)は、「茶物語」「山田ノ雑話」「加藤昌夫所蔵文書」を引用して「節季候」について大略次のように記す。赤い手拭いにシダを頭に置き、赤の前垂れをかけ、「セキノロセキノロサ、代々御繁昌；御家も御繁昌」などと言ひ囃しながら、一月二〇日頃になるとやって来て、家々の門に立って米銭を乞う。うどん粉を面に塗り、女の姿に身をやつしている。正月松の内には、「鳥追」として、絹の衣服を身に纏い三味線を弾き編み笠をかぶり銭を乞う。拜田の者が務めるものである。また松の内には「大黒参り」といって、拜田村より十一、二歳の男子が頭巾をかぶり色とりどりの槌を持ち、大人が三味太鼓をはやして銭を乞う者も来たと言う。
安永八年に問題にされた「節季候」は、これら「節季候」「鳥追」「大黒参り」を総称したものと思われる。
- (28) 享保一五(一七三〇)年八月二四日、内宮の長官として中川経豊が昇任した。牛谷は早速に「御悦」を申し上げ、祝儀を要求したらしい。一〇月六日に神宮長官のもとへ「牛谷仲間方六兵衛」という者が参り、祝儀を督促し、鳥目五百文を受け取っている。
- (29) 『五十鈴の落葉』(『宇治山田市史資料 風俗篇一』に引用)によれば、牛谷村について「此村ハ山田奉行所ヨリ年々給料ヲ賜ハリ当地ノ番人ヲ勤ムル役ニテ、総テ犯罪人ヲ捕ヘ山田奉行ヘ召シ連ル、役ニテ、常ニ捕縄ト

- 十手ハ御免ニテ、市中ヲ見廻リ怪シキ者ト見認ルトキハ直ニ捕フルナリ」としている。
- (30) 享和元年九月七日、宇治・山田周辺農村である中村の者が盗賊に逢い山田奉行に召し出された。盗み取られた場所が神宮の管轄地だったため神宮も出頭したが、その際に牛谷から「酒手」を要求されている。この時神宮は管轄する地の問題ではないとして拒否しているが、牛谷の要求自体は不当なこととはしていない。
- (31) 『宇治山田市史上』、『宇治山田市史資料 政治篇四十一』。
- (32) 安永八(一七七九)年五月に、斎宮村下郷の安右衛門という者が「盗賊掛り合」で牛谷牢に収監された。安右衛門の親類一同は五月二日付けで、宇治にある牛谷の牢へ毎日食事を運ぶのは難儀であるので、斎宮村寄りにある山田の拜田牢へ入れ替えて欲しいと歎願している。
- (33) 前掲拙稿「近世の宇治・山田における被差別民禁忌について」。
- (34) 上巻二七五頁。『宇治山田市史資料 風俗篇一』では、やはり「五十鈴の落葉」の別の部分を引用紹介し、死罪と決まった者の「首ヲ斬ル役ナリ」としている。
- (35) 拙稿「速懸—近世宇治・山田における葬送儀礼」(『三重大史学』四、二〇〇四年)。
- (36) 災害死や変死に際して死穢を避ける作法については、拙稿「近世の宇治・山田における死穢の忌避について」(『人文論叢』二十一、二〇〇四年)参照。
- (37) 文化九(一八一二)年にも内宮宮山の谷合に旅僧らしき者が行き倒れているのが発見された。宮山は厳しい禁忌に関わるため、(恐らく宮奉行らが)急ぎ宮山の外へ引き出し、「病躰ニ取扱」こととなる。まだ死んでいないことにして死穢を避け、「速懸」で処理したのである。引き出した場所は「会合差配地」であったため、その旨を会合に申し入れた。会合より「下役之者」として牛谷の者が派遣され、死体を別の場所に移して奉行所役人の検視を待つことになっている。類似の事例は他にも多い。
- (38) 『宇治山田市史資料 雑纂編 二』。
- (39) 同右史料によれば、明治二(一八六九)年二月に度会府より「当府下從來出火之節者在町人足差出し候而已にて消防之備無之候に付、すなわち個別の町・村の人足に頼り都市としての消防組織がなかったという状況を受けて、宇治山田市中に三組の「消防夫」組織を編成している。
- (40) 『宇治山田市史資料 雑纂編 二』。
- (41) 同右。
- (42) これより前、安永のお陰参りの時にも同様のことがあったようだ(『神宮編年記』安永九年八月二日条)。
- (43) 『三重県部落史料集 前近代篇』二一(七)―4号文書(一五三頁)。
- (44) 天明三(一七八三)年七月、飢饉の状況下に牛谷は神宮に救い米を願い出た。正徳・享保年間の先例があるという。だが神宮は、正徳・享保の時は幕府からも諸国にお救い米が下されたほどであったため遣わしたが、今回は米高値で世情も悪いことを理由に拒絶している。神宮には、拜田・牛谷が守るべき自己の組織の一部という認識はない。
- (45) 神宮直轄領の多気郡上野村でのことであるが、寛政一〇年にこの村の娘が「牛谷之穢人」の妻になった。娘の父親は、「村役前之心得」により、村からの立ち退きを命じられている(『神宮編年記』文政九年八月一五日条)。
- (46) 拜田・牛谷の民と一般住民との間での通婚が決してなかった訳ではないこと、しかしそれは、家族の村からの追放を伴う社会的差別を受けたことを知ることができる。
- (47) なお、内宮側の牛谷に対しては、若干文言が違うようだ。『神宮編年記』文政一二年八月二三日条によれば、寛政六年に統制令が出され、牛谷の者が町在へ買い物に出る時に商家の軒より内へ入ること、祝儀・不祝儀の家がある時に理不尽に酒手を乞うことが咎められている。
- (47) 神宮文庫蔵。なお『三重県部落史料集』二一(七)―8号文書(一五五

頁）として翻刻されている。

(48) 前掲拙稿「近世の宇治・山田における被差別民禁忌について」。

(49) 大西源一『参宮の今昔』。

(50) 『都市部落』に一定の記述がある。なおこの問題については小林秀氏の御教示を得た。

〔付記1〕 史料の閲覧に際しては、神宮文庫、皇學館大学神道研究所、伊勢市

立図書館にお世話になった。記して謝意を表したい。

〔付記2〕 本稿は日本学術振興会科学研究費平成一四年度～一六年度（基盤研

究C）「近世門前町、宇治・山田の社会構造に関する研究」課題番号一四

五一〇三五五の研究成果の一部である。